

かきつばた民事信託振興会入会条件について

- ① 行政書士であること
- ② 入会動機書を提出のこと(A4で1枚以内)
- ③ 課題提出のこと

課題は○×による問題を50問から100問解答のうち8割以上正解のこと

参考書やネットで調べて解答していただいて結構です。

- ④ 会費を支払うこと

現在は以上となっています。

「活動内容について」

- ① 会員には役立つ情報をその都度メールにて配布します。
- ② 会員が実際に組成した信託契約書をもとに研究会等を行います。
- ③ ご自身が作成した契約書についても皆で検討をすることができます。
- ④ 民事信託関係書類(受託者や信託監督人の手引き等)を皆で分担して作成します。
- ⑤ 会員を信託監督人や受益者代理人として推薦します。